

改正

昭和11年3月28日条例第2号

昭和34年3月27日条例第13号

昭和34年7月10日条例第22号

昭和49年6月20日条例第27号

大和市公告式条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨および年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、掲示場に掲示して行なう。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨、年月日および市長名を記入して、市長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則および規程の公表)

第5条 第2条の規定は、市の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、第2条中「市長」とあるのは、「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、市の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

(規則および規程の施行日)

第6条 市長の定める規則もしくは規程または市の機関の定める規則もしくは規程は、当該規則ま

たは規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大和町公告式条例（昭和25年大和町条例第2号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に従前の公告式により公布または公表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和34年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。